

中央区行政改革大綱

平成11年2月

中 央 区

目 次

第 1	新たな行政改革の必要性	1
1	区政を取り巻く状況	1
	(1) 社会経済環境の変化	1
	(2) 厳しさを増す区財政	1
	(3) 地方分権の進展	2
2	基本構想の実現に向けて	3
第 2	行政改革の基本的考え方	4
1	開かれた区政の推進	4
2	効率的区政運営と財政の健全性の確保	4
	(1) 事務事業・執行体制の見直し	4
	(2) 効果的施策の選択	5
	(3) 行政サービスの向上	5
3	職員の育成	5
第 3	行政改革の取組みの方向	6
1	開かれた区政の推進と行政サービスの向上	6
	(1) 区民とともに進める区政	6
	(2) 行政サービスの向上	6
2	事務事業の見直し	6
	(1) 見直しの視点	6
	(2) 補助金の見直し	7
	(3) 民間委託の推進	7
3	財政の健全性の確保	8
	(1) 歳入の確保	8
	(2) 歳出の抑制	8
	(3) 財政運営	9
4	効率的な執行体制	9
	(1) 組織・機構の簡素効率化	9
	(2) 職員配置の適正化	9
	(3) 財政支出監理団体の効率的運営	9
5	職員の育成	10
第 4	大綱の対象期間等	10

第1 新たな行政改革の必要性

1 区政を取り巻く状況

(1) 社会経済環境の変化

本区は、平成8年1月に簡素で効率的・効果的な行財政運営を柱とする「中央区行政システム効率化大綱（第二次）」を策定し、その推進に全庁をあげて取り組み、組織の再編整備や職員配置の適正化に基づく職員数の削減などに努めてきた。

この間、特に区政を取り巻く社会経済環境は急激に変化してきた。右肩上がりの経済成長が終えんし、成長を前提とした社会経済の構造がいま大きく変わりつつあり、また、長引く景気低迷による相次ぐ企業の倒産や金融機関の破綻、雇用情勢においても失業率が過去最悪を更新するなど一段と厳しさを増している。

さらに、急速に進む少子高齢化による人口構造の変化、深刻化する地球規模での環境問題、生活環境の変化に伴う価値観の多様化、高度情報化の進展など社会生活環境も大きく変化している。

こうした状況の中で、区民ニーズはますます多様化、複雑化、高度化し、区民に最も身近な自治体である区に寄せる期待がより一段と高まるとともに、税金の使い方に対する関心も一層大きなものになってきている。

(2) 厳しさを増す区財政

歳入の根幹をなす特別区民税は、バブル経済崩壊後大きく減少し、その後の長引く景気低迷や特別減税の影響により低水準で推移している。ピーク時の平成4年度には144億円であった収入が平成10年度には94億円程度と見込まれており、50億円も減少している。また、施設建設や財源不足などの調整のため積み立ててきた各種基金の総額は、ピーク時には578億円であったが、特別養護老人ホームの整備や小学校・総合スポーツセンターの建設などに充てたため、平成10年度末には199億円と大幅な減少になる見込みである。平成8年度までは各種基金残高が長期債務である特別区債残高を上回っていたが、平成9年度ではこれが逆転し特

別区債残高が基金残高を上回る状況となっている。

一方、歳出においては、少子高齢化への対応をはじめとする各種福祉施策の拡充や防災対策の充実、リサイクル事業の推進などによる経費や人件費、更には区債発行に伴う公債費などの義務的経費が増加傾向となっている。

その結果、財政の弾力性を示す経常収支比率が、地方消費税交付金の創設初年度の影響要因を除いても平成9年度では86.3%となり、適正な水準とされる70～80%を超える高い率となっている。86.3%のうち約半分が人件費であり、扶助費や公債費の急増と、税収等の一般財源の減少とが相まって、財政硬直化の進行が顕著になってきている。

以上のように、現在の区財政は、景気低迷の長期化により、未だかつて経験したことがない深刻な事態に直面している。

(3) 地方分権の進展

平成7年5月に地方分権法が成立し、政府は、平成10年5月に地方分権推進委員会の勧告を踏まえて地方分権推進計画を決定した。地方分権は、議論・構想の段階から実施の段階へと移っている。

こうしたことから、地方自治体は自らの責任と判断で地域特性に応じたきめ細かい行政運営を展開し、個性豊かで活力に満ちた安心して暮らせる地域社会を実現していくことが期待されている。

また、今次の全国的な地方分権の先導的取組みとされている、清掃事業の都から区への移管などを内容とする特別区制度改革は、平成10年5月の関連法の整備を経て、平成12年4月の実施に向け具体的な準備を進めている。

このような流れの中で、区は住民に最も身近な自治体として、今まで以上に政策能力を高め、区民とともに主体的に地域の課題を解決していく執行体制を整えていく必要がある。

2 基本構想の実現に向けて

本区は、平成10年6月に21世紀を展望した中央区の将来像とその実現に至るみちすじを示した新たな基本構想を策定した。平和を基本に、区民一人ひとりの生活と権利を尊重し、自治と連帯にもとづく区民生活を確認することを基本理念とし、中央区の将来像を「生涯躍動へ 都心再生一個性がいきる ひととまち」と描いている。

この将来像を、平成11年度を初年度とする今後10年間の区の行政指針となる基本計画に基づき実現していくことが、区に課せられた責務である。

こうした認識のもとに、社会経済環境の急激な変化や厳しい財政状況、地方分権の進展の中で、区民にとって真に必要なサービスの安定的提供、更には基本構想実現のための新たな施策や課題に積極的かつ的確に取り組んでいくためには、行政運営全般にわたって、サービスの受け手である区民の立場に立ち、一切の無駄を省き、限られた財源を有効に活かした、これまで以上に柔軟で効率的な行財政運営に努めていく必要がある。

このため、今日まで推進してきた「中央区行政システム効率化大綱（第二次）」の最終年次である平成12年度を待つことなく、より一層の行政改革を進める指針としての新たな大綱を策定し、名称も区民により分かりやすい「中央区行政改革大綱」とした。

今後、区議会はもとより区民の理解と協力のもと、新大綱に基づき、不退転の決意で、さらなる行政改革を推進していくものである。

第2 行政改革の基本的考え方

行政改革の推進にあたっては、地方自治法に定められた「最少の経費で最大の効果を挙げる」を区政運営の基本とし、基本構想に掲げる本区将来像の実現に向け、すべての事務事業について区民の目線で総点検を行い、一層の見直しを行うものとする。

1 開かれた区政の推進

基本構想の実現には、区の総力を結集することはもとより、区民をはじめとする様々な活動主体の参画を求めることが必要である。

区民等の参画にあたっては、情報公開制度の充実によって行政の透明性を一層高めるとともに、区民への説明責任という視点に立った区政情報の積極的な提供や計画策定過程への参加機会の拡充など、区民の幅広い意見や意向を反映する、分かりやすく開かれた区政を推進していくことが求められている。

2 効率的区政運営と財政の健全性の確保

(1) 事務事業・執行体制の見直し

社会経済状況の変化に的確に対応するため、すべての事務事業や執行体制について、例外を設けず徹底した見直しを行う必要がある。

事務事業の見直しについては、事務・管理経費の縮減など徹底した内部努力を行うとともに、事業の効果や効率性、受益者負担の適正化、コスト等の観点から、施策の原点に立ち返り、事業の整理統合・休止・廃止等見直しを図っていくものとする。

執行体制については、簡素で効率的な組織整備を進めるとともに、職員の配置基準を見直し、より一層の適正化を図っていくものとする。

また、新たな行政需要に対しては、スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。

(2) 効果的施策の選択

限られた財源を有効に活用するためには、各種施策の有効性や必要性などを総合的に判断し、優先度を考慮した施策の選択を行っていく必要がある。

また、施策が効果的かつ効率的に執行されているかを客観的に評価し、施策の見直しや予算に反映させるシステムを構築していくものとする。

(3) 行政サービスの向上

区民の生活環境の変化や価値観の多様化に伴い、区民が期待する行政サービスの質も変化してきている。区は、区政運営の一層の効率化を図るとともに、社会状況の変化を的確にとらえ、既存の事業を区民の立場に立って見直し、区民ニーズにあった施設機能、提供方法等、サービスがより効果的に提供できるよう、区民サービスの充実・向上に取り組んでいく必要がある。

3 職員の育成

地方分権の進展に伴い、区はより大きな役割を担うこととなり、これまで以上にさまざまな課題を自らの責任と判断で自主的・主体的に解決していかなければならない。

これに応えるためには、区政の担い手である職員一人ひとりが、区民感覚を身につけ、時代の変化や区民の要望を鋭敏に察知し、従来の慣行にとらわれずに、常に創意工夫をこらした区政運営を行うことができる能力と意識をもつことが求められている。

そのため、政策形成能力、調整能力の開発・向上を図るとともに、新たな課題に積極果敢に挑戦する意欲を持った職員を育成していく必要がある。

第3 行政改革の取組みの方向

1 開かれた区政の推進と行政サービスの向上

(1) 区民とともに進める区政

区民の理解と信頼を高めるため、積極的な情報提供と情報公開制度や広聴機能の充実に努めるとともに、区民が参加しやすい運営方法の工夫など区民参加の促進を図る。

また、社会参加意識の高まる中、区民をはじめ各種団体・企業の行う地域活動やボランティア活動については、場の提供等活動の支援を行うとともに情報のネットワーク化を進める。

(2) 行政サービスの向上

施設の開設日や時間の拡大、各種申請書の簡略化や住民票等の交付方法の改善による窓口サービスの充実などの「人にやさしい まごころサービス」を徹底するとともに、区民の視点から事業の運営や執行方法を見直し、サービスの向上を図る。

2 事務事業の見直し

従来からの5つの視点「必要性」、「効果性」、「公平性」、「効率性」、「代替可能性」に、「緊急性」の視点を加え、すべての事務事業について、例外を設けずに徹底した見直しを進める。

また、実効性のある見直しとするため、「1課1事業以上の見直し」の実施や事務改善委員会の活性化を図るなど、職員参加による組織的な対応を行う。

(1) 見直しの視点

次の視点を基本に見直しを行う。

① 必要性

- ・実情にあっているか
- ・初期の目的が達成されたにもかかわらず継続していないか

- ・社会経済状況の変化に的確に対応しているか

② 効果性

- ・経費に見合った行政効果をあげているか
- ・事業目的が明確か
- ・事業実績が低下していないか、又は利用状況が極めて低くなっていないか

③ 公平性

- ・他の行政サービスと比較して公平性を欠いていないか
- ・対象者が多いにもかかわらず、一部の人にサービスが集中していないか

④ 効率性

- ・民間に委託することが効率的ではないか
- ・電算化などにより簡素効率化が図れないか
- ・重複又は類似の事業で整理統合が可能なものはないか
- ・その他運営方法の改善により効率化が図れないか

⑤ 代替可能性

- ・既存の事務事業で代替可能なものはないか

⑥ 緊急性

- ・すぐに実施する必要があるか

(2) 補助金の見直し

補助金は、一度制度化すると既定のものとしてそのまま継続する傾向にあるため、あらためて行政効果や補助制度創設時の社会経済的背景と現状との比較分析などを行い、補助金の整理・見直しをするとともに、新たな補助金については、あらかじめ終期を定めて実施するサンセット方式の導入を図る。

(3) 民間委託の推進

行政責任に配慮しつつ、区民サービスの維持・向上と行政の簡素・効率化が期待できる次の分野について、民間委託を積極的に進める。

- ・施設の維持管理等定型的・画一的事業
- ・専門的知識・技術を要する事業
- ・経費節減、効率化が期待できる事業
- ・区民サービスの向上が見込める事業

3 財政の健全性の確保

(1) 歳入の確保

① 収入率の向上と滞納等の減少対策

住民負担の公平性の視点から、収納率向上や滞納整理に向けた対策本部を設置するなど一層の徴収努力を行う。

また、減免制度があるものは周知徹底を図る。

② 受益者負担の適正化

受益者が特定される区民サービスについては、社会状況の変化や国・都・民間の同種のサービスとの均衡、受益と費用負担とのバランス等を勘案し、受益者と非受益者との公平性の観点から適正な負担を求めていく。

(2) 歳出の抑制

① 施策の選択・重点化

有効性や必要性の視点から施策の選択を行うとともに、充実すべき施策を限定し重点化を図る。

② 経常的経費の抑制

事務事業の見直しを行うほか、職員数や内部管理経費の削減など内部努力の徹底を図る。

③ 投資的経費の抑制

建築・土木工事費のコスト削減を図るほか、新たな施設機能の確保にあたっては、旧校舎等の既存施設の活用を優先的に検討する。

(3) 財政運営

① 予算編成手法の改善

スクラップ・アンド・ビルトの徹底やサンセット方式などの予算編成手法を導入し改善を図る。

② 事業評価制度の導入

施策が効果的・効率的に執行されているかを客観的に評価するシステム（事業評価制度）の導入を検討する。

4 効率的な執行体制

(1) 組織・機構の簡素効率化

「区民にわかりやすく利用しやすい組織」、「簡素で効率的な組織」、「新たな行政需要に対応する組織」の視点から、時代の変化にあわせ、組織名称の見直し、類似事業の一元化、管理部門や小規模組織の整理統合、清掃事業受入体制、介護保険実施体制などの組織・機構の整備を行う。

また、複数部にまたがる課題への対応については、プロジェクトチーム等を編成し、組織間の連携を強化する。

(2) 職員配置の適正化

多様化し変化する行政需要に対応するため、的確な予測のもと組織の再編、職員配置基準の見直しを行い、人的資源の重点的・効果的配分となるよう、職員配置の適正化を図る。

職員数については、大綱期間中の5年間でおおむね7%（約120人）削減する。

(3) 財政支出監理団体の効率的運営

区との役割分担や団体の職員配置の見直し等を行うとともに、より一層の効率的運営が図られるよう指導する。

また、類似事業を行っている団体の統合化を検討する。

5 職員の育成

職員一人ひとりの能力、適性及び業績を的確に把握する「総合的な人事考課制度」を確立し、職員の能力や業績に応じた適切な処遇を行うとともに、職員の能力開発及び人材の有効活用を図っていく。

また、総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、育成の目的・方策を明確にした「人材育成基本方針」を策定し、新しい時代を担う職員を育成する。

第4 大綱の対象期間等

- 1 この大綱は、平成11年度から15年度までの5か年を対象期間とする。
- 2 現在の「中央区行政システム効率化大綱（第二次）」は、期間中（平成12年度まで）ではあるが、この大綱の策定をもって廃止する。
- 3 この大綱に基づき、「中央区行政改革大綱実施計画」を策定する。

実施計画は、検討結果や状況変化などに応じて追加・変更するものとする。

中央区行政改革大綱 実 施 計 画

平成11年2月

中 央 区

1 開かれた区政の推進・行政サービスの向上

開かれた区政の推進

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
1	広報広聴機能の充実	情報機器活用（インターネットなど）の拡大について検討する。	11年度 （検討）	企画部
2	各種審議会等	① 原則公開とする。 ② 公募委員及び女性委員の拡大を図る。	11年度 （順次実施）	全庁
3	地域活動・ボランティア活動の支援	① 場の提供等の支援や情報のネットワーク化を進める。 ② 区の各分野にわたる地域活動の窓口を明確にし、活動に対する支援策等を検討する組織を設置する。	11年度 （順次実施）	関係部
4	契約制度の透明化	入札予定価格の事前公表に向け検討する。	11年度 （検討）	総務部
5	建築・土木工事費積算単価の公表	工事費積算単価を公表し、公共工事入札の透明性をより高める。	11年度	土木部 都市整備部

行政サービスの向上

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
6	住民票交付方法の改善	住民票・印鑑登録証明書の電話受付・夜間交付 昼間に来所できない区民に対して、住民票・印鑑登録証明書の電話受付（開庁時間内）を行い、夜間に交付するサービスを実施する。	11年度	区民部
7	特別出張所機能の充実	コミュニティ活動の支援などの業務を取り扱うとともに、地域での防災活動を支援する。	11年度	区民部
8	戸籍事務の電算化	戸籍事務を電算化し、証明書発行時間の短縮など窓口サービスの向上を図る。 また、電算化に伴い両特別出張所の戸籍事務組織を見直す。	14年度 （稼働）	区民部
9	図書館開館日の拡大	日曜日全館開館に向けて検討する。	11年度 （検討）	教育委員会

2 事務事業の見直し

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
1	光熱水費の削減	基準温度の設定などきめ細かな施設管理マニュアルを作成し、周知徹底を図る。	11年度	総務部
2	イベントの実施方法の見直し	イベントの隔年実施や経費節減策等効果的な実施方法を検討する。	11年度 (検討)	関係部
3	庁内報の隔月発行	毎月発行から隔月発行とする。	11年度	企画部
4	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金の見直し	3歳児保育の実施等区立幼稚園充実に伴い、補助金を見直す。(都補助基準で実施)	11年度	総務部
5	特別出張所夜間・休日受付業務の見直し	各特別出張所での受付件数が減少しているため、夜間・休日における戸籍届出の受付業務を本庁へ一元化する。	11年度	総務部
6	職員の福利厚生の見直し	職員利用の厚生施設のあり方を見直す。	11年度	総務部
7	新成人への国民年金普及記念品の廃止	20歳到達者に職権適用による国民年金手帳送達を実施したため、加入促進のための記念品を廃止する。	11年度	区民部
8	新規就職者歓迎激励会の実施方法の見直し	新規就職者歓迎激励会を類似事業である勤労者サービス公社で実施している「新規就職者講座」へ統合する。	11年度	地域振興部
9	「平和の都市の楽しい集い」の有料化	現行無料で実施している「平和の都市の楽しい集い」を有料化する。	11年度	地域振興部
10	敬老・慶祝事業のあり方検討	金銭給付や祝品贈呈事業のあり方について検討する。	11年度 (検討)	福祉部
11	寝たきり高齢者福祉施策	介護保険制度導入に伴い寝たきり高齢者福祉施策を見直す。	12年度	福祉部
12	各種福祉事業における所得制限	各種福祉事業における所得制限を見直す。 検討内容：①国・都基準による見直し ②所得制限を設けていない区単独事業の見直し	11年度 (検討)	福祉部
13	シニアセンター受付業務委託の廃止	管理体制の改善を行い、受付業務委託を廃止し、経費の節減を図る。	11年度	福祉部

2 事務事業の見直し

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
14	保健衛生協力員制度の廃止	公衆衛生の向上や区民への衛生思想の普及により、協力員制度の目的が達成されたため廃止する。	11年度	保健衛生部
15	中央保健所健康増進室夜間運動指導の見直し	夜間の運動指導は利用者が少ないことから、あり方について、廃止を含め検討する。	11年度 (検討)	保健衛生部
16	銀ブラバスの廃止	経費対効果の観点から、平成11年度中に銀ブラバスの運行を廃止する。	11年度	土木部
17	苗木即売会実施回数の見直し	年9回(3地区年3回)実施を年6回(3地区年2回)に見直す。	11年度	土木部
18	土地利用動向調査会の廃止	土地取引動向から廃止する。	11年度	都市整備部
19	学校警備業務の委託化	学校警備業務を順次委託化する。	11年度 (順次実施)	教育委員会
20	学校給食調理業務の委託化	自校調理方式による委託化を進める。 平成11年度：委託化の検討 平成12年度：委託化予定	11年度 (検討)	教育委員会
21	小諸高原学園の廃止	施設の老朽化に伴い、平成11年5月の移動教室実施以降小諸高原学園の利用を廃止する。 学園廃止後移動教室は他の施設で実施する。	11年度	教育委員会
22	館山臨海学園管理運営の見直し	施設の利用状況から効率的な管理運営方法(委託化を含め)を検討する。	11年度 (検討)	教育委員会
23	宇佐美学園の見直し	収容定員に対して、園児数の減少が顕著になっているため、管理運営方法やあり方について検討する。	11年度 (検討)	教育委員会
24	学校移動美術館の廃止	教育センター等に複製絵画を常設展示することに伴い、学校移動美術館を廃止する。	11年度	教育委員会
25	修学旅行費補助の見直し	修学旅行費全額補助を見直し、一部経費を保護者負担に変更する。 (平成11年度の新1年生から適用)	13年度	教育委員会
26	日本橋小学校スクールバスの廃止	利用児童の減少等により、スクールバスを廃止する。	11年度	教育委員会

2 事務事業の見直し

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
27	築地社会教育会館清掃業務の委託化	清掃業務を委託化する。	11年度	教育委員会
28	月島第三小学校温水プール一般開放の休止	利用実績等から、月島第三小学校温水プールの一般開放を休止する。	11年度	教育委員会
29	運動場維持管理業務の委託化	月島・晴海運動場の維持管理業務を委託化する。	12年度	教育委員会

3 財政の健全性の確保

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
1	収納率向上対策（区民税等）	「収納率向上対策本部」を設置し、関連各課の連携のもと、収入未済対策の一元化を図り、収納率向上を図る。 また、滞納整理強化週間の設定や大口滞納者に対する特別整理班を組織し対応する。 目標収納率 特別区民税（現年度課税分）97％ 国民健康保険料（現年度分）91％	11年度	総務部 区民部
2	使用料・手数料の見直し	使用料については、受益者負担の原則から、3年毎に見直す。（平成11年度調査検討） 手数料の見直しは、原則として国、都の改定に合わせて行う。区独自の手数料は、使用料と同様3年毎に見直す。	12年度	全庁 （企画部）
3	保育所保育料の見直し	社会経済状況の動向に配慮しつつ、受益者負担の適正化の観点から、保育料の見直しを検討する。	11年度 （検討）	福祉部
4	児童館学童クラブ保護者負担についての検討	保護者負担のあり方を検討する。	11年度 （検討）	福祉部
5	駐輪場の有料化	受益者負担の適正化の観点から、有料化を検討する。	11年度 （検討）	土木部
6	幼稚園保育料の見直し	社会経済状況の動向に配慮しつつ、受益者負担の適正化の観点から、保育料の見直しを検討する。	11年度 （検討）	教育委員会
7	人件費の抑制	職員配置の適正化計画により人件費を抑制する。	11年度	全庁
8	時間外勤務手当の削減	ノー残業デー（週の特典日）を実施し、計画的な時間外勤務により手当の縮減を図る。	11年度	全庁
9	特殊勤務手当の見直し	支給対象等を見直すとともに条例化を図る。	11年度	総務部
10	一般事務経費の削減	一定率を削減する。	11年度	全庁
11	旧校舎等の既存施設の活用	投資的経費を抑制するため、新たな施設機能の確保策として既存施設を活用する。	11年度	企画部
12	建築・土木工事費のコスト削減	建築・土木工事について、検討組織を設置し、コスト削減を図るための手法を検討する。	11年度	土木部 都市整備部

3 財政の健全性の確保

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
13	街路灯建替サイクルの見直し	耐用年数を考慮し、建替サイクルを25年から30年に見直す。	11年度	土木部
14	基金の活用	将来需要を見据えて充当事業を厳選するとともに、財政調整基金については計画的な積立ルールを検討する。	11年度	企画部
15	区債の活用	将来の財政負担を考慮し、今後とも、区債発行を減税補てん債など必要最小限の活用にとどめる。	11年度	企画部
16	予算編成手法等の改善	サンセット方式、フレーム方式の導入について検討する。	11年度 (検討)	企画部
17	事業評価制度の導入検討	事業の効果や必要性など客観的に評価するための手法について検討する。	11年度 (検討)	企画部

4 効率的な執行体制

組織・機構の簡素効率化

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
1	区民部と地域振興部の統合	組織の簡素効率化を図るため、区民部と地域振興部を統合して区民部とする。 ・地域振興部管理課を廃止する。 ・国民健康保険課と国民年金課を統合し、福祉部へ編入する。	11年度	総務部 関係部
2	青少年関連事務の一元化	地域振興部管理課青少年対策係を教育委員会事務局社会教育課へ編入し、青少年関連事務の効果的執行を図る。	11年度	地域振興部 教育委員会
3	土木部の再編	大規模土木工事の減少等により、土木部組織を再編する。 計画調整課を廃止する。	11年度	総務部 土木部
4	介護保険に係る組織整備	既存組織を活用した組織整備を図る。	12年度	総務部 福祉部
5	清掃事業に係る組織整備	清掃事業受入体制整備にあたって、リサイクル事業を含めた組織整備を図る。	12年度	総務部 環境部
6	保健所のあり方検討	保健所2所体制について、あり方を検討する。	11年度 (検討)	保健衛生部
7	部組織の削減	簡素で効率的な組織整備に向け、部の削減を検討する。	11年度 (検討)	総務部
8	管理職ポストの削減	目標管理職ポスト数 60ポスト (平成10年4月1日現在ポスト数64ポスト)	11年度 (順次実施)	総務部

配置基準の見直し等

9	自動車運転業務の見直し	運転業務職種以外の職員の活用を図る。	14年度 (順次実施)	関係部
10	電話交換業務の見直し	非常勤職員の活用など電話交換業務の運用体制を見直す。	14年度 (順次実施)	総務部
11	特別出張所用務業務の見直し	町会等への文書配布業務の改善を図るとともに、配布業務を本庁に一元化する。	14年度	総務部 区民部
12	区民館管理運営体制の見直し	管理体制を見直し非常勤職員等の活用を拡充する。	11年度 (順次実施)	地域振興部

4 効率的な執行体制

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
13	保育園保母の配置基準等の見直し	① 保母の配置基準を見直し、多様化する保育需要に対応する。 ② 育児休業者に対する補充を非常勤職員等に変更する。	11年度 (順次実施)	福祉部
14	保育園調理・用務の配置基準の見直し	保育園調理・用務配置基準を見直し、一部非常勤職員化を図る。	12年度 (順次実施)	福祉部
15	道路・公園維持管理体制の見直し	維持管理体制を見直すとともに、非常勤職員を活用する。	11年度 (順次実施)	土木部
16	学童擁護業務の非常勤職員化	学童擁護業務を順次非常勤職員による実施に切り替える。	12年度 (順次実施)	教育委員会
17	社会教育会館事業運営の見直し	各館毎に企画・実施している講習講座等事業を社会教育課へ一元化し、より体系的に実施するとともに効率化を図る。	11年度 (検討)	教育委員会

財政支出監理団体の効率的運営

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
18	都市整備公社執行体制の見直し	公社の自主性を発揮するため、多様な就労形態に即した固有職員の活用を進める。 また、区の駐車場管理業務を公社へ全面委託する。	12年度	総務部
19	社会福祉協議会との役割分担の見直し	増大する福祉ニーズに対応するため、区との役割分担を明確にし、社会福祉協議会のメリットを活かした積極的な事業運営を進める。	11年度	福祉部
20	勤労者サービス公社と商工観光団体合同事務局の統合	中小企業振興対策の充実強化と効率的運営を図るため、勤労者サービス公社と商工観光団体合同事務局との統合を進める。	12年度	地域振興部

職員の育成

No.	事 項	内 容	実 施 年 度	所 管 部
21	総合的な人事考課制度	職員の能力、適性及び業績を的確に把握し、職員の能力開発と業績に応じた適切な処遇を図る制度を構築する。	11年度	総務部
22	人材育成基本方針の策定	人事制度を含めた総合的な人材育成のための基本方針を策定する。	11年度	総務部

5 職員配置適正化計画
(平成11～15年度)

減員

事 項	人 員
戸籍事務電算化	▲13人
特別出張所夜間・休日受付業務の見直し	▲3人
学校警備業務の委託化	▲7人
学校給食調理業務の委託化	▲11人
築地社会教育会館の清掃業務委託等	▲5人
運動場管理業務の委託化	▲5人
組織の簡素効率化	▲16人
自動車運転業務の見直し	▲4人
電話交換業務の見直し	▲2人
特別出張所用務業務の見直し	▲1人
区民館管理運営体制の見直し	▲5人
保育園保母配置基準等の見直し	▲8人
保育園調理・用務配置基準の見直し	▲7人
道路・公園維持管理体制の見直し	▲11人
学童擁護業務の非常勤職員化	▲18人
事務・技術職員配置等の見直し	▲24人
合 計	▲140人

増員

事 項	人 員
介護保険事務	12人
清掃事業受入準備事務	8人
合 計	20人

増減差引（削減数）	▲120人
-----------	-------

平成10年4月1現在職員数 1,715人（派遣、育児休業職員等を含む。）